

津山市監査委員告示第12号
平成31年3月27日

地方自治法第199条第12項の規定により平成30年度定期監査(第1次)の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 津 本 辰 己

【監査対象課名 税制課】

(監査実施日：平成30年 9月13日)

指摘事項 (1)	窓口のレジの中に、拾得物の現金が公金と一緒に保管されていた。津山市会計規則第5条の規定に基づき、公金と私金を混合しないように現金の管理方法を徹底されたい。また、拾得物は財産活用課が定めている「本庁舎敷地内での拾得物の取扱いについて」にしたがって適切に処理されたい。	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の 内 容	監査での指摘を受け、公金以外の現金をレジの中に入れていないよう、また拾得物については、適切に処理するよう課内職員に周知・徹底し対応している。	

【監査対象課名 教育総務課】

(監査実施日：平成30年10月 1日)

指摘事項 (1)	調定書の決裁印漏れが散見された。また、文書管理において平成29年度の文書を平成28年度の簿冊番号で登録しているものが見受けられた。適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	決裁印の押印、文書登録の修正を行った。また、今後の事務処理について課内で徹底した。	

指摘事項 (2)	学校配当予算について、本来委託料で支払うべき検査に係る経費が需用費から支払われていた。適正な予算執行に改められたい。	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	当該検査を行っている学校に支出費目について指導を行った。なお、平成30年度については、支出更正を行った。	

指摘事項 (3)	広野小学校に備品登録されていない金庫が存在した。登録漏れがないよう確認の徹底を図られたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	直ちに備品登録を行い、今後についても、登録漏れが無いように徹底を図った。	

【監査対象課名 学校施設課】

(監査実施日：平成30年10月 1日)

指摘事項 (1)	津山市立学校施設使用条例施行規則第9条第1項第2号に規定された使用料の還付に係る正当な理由について、津山市行政手続条例第5条の規定に基づく審査基準が定められていなかった。施設の使用を公正かつ公平にするためにも審査基準を明確にし、内規等の整備をされたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成31年1月8日付け決裁文書で、使用料の還付に係る正当な理由を具体的に規定し、その内容を記載した施設使用の手引きを、全ての学校や使用登録団体に配布し公表している。この内容を基に、平成31年3月5日付け決裁文書で、津山市行政手続条例に基づき審査基準を規定した。	

【監査対象課名 学校教育課】

(監査実施日：平成30年10月 1日)

指摘事項 (1)	決裁文書の決裁日の記入漏れや文書收受事務の手続きがなされていないものが多数見受けられた。津山市文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	決裁文書における決裁日の記入漏れや保存年限の記入漏れについては、津山市文書管理規程を再度課内で周知徹底した。 監査以降に、今年度の文書を再度チェックし、同様のミスがないかの確認作業を実施した。	

指摘事項 (2)	大会出場者激励金及び講師謝礼金に係る精算期間が、最長で146日間と長期に渡るものが複数見受けられた。津山市会計規則第59条の規定に基づいて、支払完了後は5日以内に精算されたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	規定に基づいた精算となるよう、担当はもとより課全体で精算手続きについて再確認を行った。	

【監査対象課名 保健給食課】 (監査実施日：平成30年10月 1日)

指摘事項 (1)	津山市学校給食会への運用資金貸付金は、平成30年3月31日を償還期限として金銭消費貸借契約を行っているにもかかわらず、平成30年5月10日付けで償還を完了した事務手続きとなっていた。契約に基づいた手続きに改められたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成30年度末までに償還を完了する (3月29日償還)。	

【監査対象課名 生涯学習課】 (監査実施日：平成30年 6月 1日)

指摘事項 (1)	青少年育成センターでは、平成30年3月27日に合計21,380円分の切手を購入し、未使用のまま翌年度へ繰り越していた。切手等の購入に当たっては必要数量を適切に把握し、大量の切手を翌年度に繰り越すことのないように改められたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	切手を購入する際には、残高を確認するとともに必要数量を購入するよう事務を改めた。	

指摘事項 (2)	中央公民館で一部の職員が、つり銭を私費で立て替えて支払っていた。公金から支払うよう改められたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	夜間の貸館事務で発生した事案であるが、事前審査での指摘以降は、公金金庫からつり銭支出するように改めている。	

指摘事項 (3)	中央公民館の金庫に「拾得物取扱い書 (拾得日時、場所等が記載されたもの)」と拾得物「11月24日分現金1,000円」、「12月16日分現金3円」が5月1日まで長期にわたって保管されていた。拾得物については、財産活用課が定めている「本庁舎敷地内での拾得物の取扱いについて」に準じて適切に処理されたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	事前審査での指摘以降、財産活用課が定めている「本庁舎敷地内での拾得物の取扱いについて」に準じて処理している。	

指摘事項 (4)	田邑多目的アリーナ、広野公民館、清泉公民館の公有財産台帳に図面が添付されていなかった。津山市公有財産取扱規則第17条第5項に基づき付属図面等を備えたものとなるよう整備されたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	事前審査での指摘以降、公有財産台帳に関係図面を追加添付した。	

【監査対象課名 文化課】

(監査実施日：平成30年 6月 1日)

指摘事項 (1)	津山市文化芸術激励金(全国小学校倉敷王将戦)の前渡資金の精算に84日間を要していた。津山市会計規則第59条の規定に基づき5日以内に精算されたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	前途資金の精算処理についての認識不足のため精算が遅れたが、以後は、取り扱いについて、周知・徹底し、適正に処理を行っている。	

指摘事項 (2)	弥生の里文化財センターの資料等の頒布代金が一月分まとめて指定金融機関へ払込まれていた。津山市会計規則第24条の規定に基づき、収納金は収納の日又はその翌日に払い込むよう改められたい。また、領収書に鉛筆書きしたものやあて名がないもの、刊行物代金の収納金現金出納簿への記載漏れ等が見受けられた。適正な事務処理に改められたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	収納の翌日に払い込むよう改めた。領収書の記載にはボールペンを使うこと、出納簿への記載漏れがないように徹底している。	

指摘事項 (3)	郷土博物館のコピー代について一部領収書が交付されていなかった。津山市会計規則第20条の規定に基づき、領収書を交付するよう適正な事務処理に改められたい。	
区分 (該当に ○印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等 の内容	改めて職員に指導し、現金収納時には必ず領収書を交付するよう徹底している。	

【監査対象課名 スポーツ課】

(監査実施日：平成30年 6月 1日)

指摘事項 (1)	スポーツ課各施設の利用料の支払いは、利用する施設を含め全ての施設で収納することができるが、収納金の金融機関への払込みの方法が施設ごとに異なっていた。具体的には、収納金を直接金融機関へ払い込まず、実際の利用施設へ送っている事例が見受けられた。現金管理のリスクを低減するため、利用料に係る収納金は、収納した施設が一括して直接金融機関へ払い込むように改められたい。	
区 分 (該当に ○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	平成31年度から、収納した施設の職員が金融機関に払い込むこととする。	

指摘事項 (2)	津山総合体育館のトレーニングルームと弓道場の利用料金の領収書が交付されていなかった。津山市会計規則第20条の規定に基づいて適正な事務処理に改められたい。	
区 分 (該当に ○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	トレーニング室については、岡山県体育館条例施行規則の規程に基づき、利用券の様式を定めて平成31年度から交付することとする。弓道場については、津山市体育施設条例施行規則において利用券発行の規程を定める。	

指摘事項 (3)	津山陸上競技場と津山総合体育館に設置されている公金保管用のダイヤル式金庫の鍵の所在が不明であった。ダイヤルだけでなく鍵で施錠できるように早急に整備し、鍵は各施設の管理者が責任をもって管理されたい。	
区 分 (該当に ○印)		1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	早急に整備する。	

指摘事項 (4)	<p>体育施設については、予約システムにより施設使用申請の手続きをしているが、津山市体育施設条例施行規則第2条に規定する施設の使用申請手続きと整合していない。実際の手続きと整合するよう規則の整備をされたい。</p>	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>施設予約システム導入からの経緯を整理し、他自治体の事例を参考にしながら、必要に応じて例規整備を図る。</p>	

指摘事項 (5)	<p>資金前渡で支払っている報償費(賞賜金)の精算に6日以上要したものが28件あった。津山市会計規則第59条の規定に基づいて5日以内に精算されたい。</p>	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>賞賜金(激励金)については、該当者に連絡をしても、なかなか直ぐに体育館まで取りに来ない方が多いため、精算に時間を要している。 現在は、該当者に頻繁に連絡するなどして、早い精算に努めている。</p>	

指摘事項 (6)	<p>勝北総合スポーツ公園において、夏季期間中のプール使用料等を施設の金庫内で1週間分まとめて保管していた。津山市会計規則第24条の規定に基づき、収納金は収納の日又はその翌日に払い込むよう改められたい。</p>	
区 分 (該当に ○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等 の内容	<p>翌日の入金に努めている。</p>	

<p>指摘事項 (7)</p>	<p>前回の監査において久米総合文化運動公園休憩所は「津山市行政財産使用料徴収条例に基づき使用料を試算すると現行の使用料を大幅に上回るため、同条例の規定に基づき減免協議を行う。」との措置状況であったが、行政財産の使用許可に加えて保証金を納入させている。保証金は貸付契約によって定めるものであり、同条例には根拠がない。公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点を整理し、改めて今後の方針を示されたい。</p>	
<p>区分 (該当に ○印)</p>		<p>1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)</p>
	○	<p>2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)</p>
		<p>3. 未措置 (何もしていない場合)</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>現在、公有財産の使用許可及び貸付に係る問題点について、その対応を検討しているところであり、今後方針を決定していく。</p>	